

岩内町告示第9号

企業活用型ワーケーション推進業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年3月9日

岩内町長 木村 清彦



記

1 業務概要

(1) 業務名

企業活用型ワーケーション推進業務

(2) 業務内容

企業活用型ワーケーション推進業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び企業活用型ワーケーション推進業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

2 参加資格要件

実施要領のとおり

3 手続等

(1) 担当部署

〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

岩内町役場 建設経済部観光経済課観光係

電話 0135-67-7096

FAX 0135-62-3465

E-mail kanko@town.iwanai.lg.jp

(2) 関係資料の交付

プロポーザルに参加するために必要な参加表明書等の関係書類は、次のとおり交付する。

① 交付期間

告示日から令和4年3月22日（水）まで

② 交付方法

岩内町公式ホームページからダウンロードにより交付する。

（岩内町ホームページURL：<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp>）

(3) 参加表明書等の提出

① 提出期限 令和4年3月22日（火）【必着】

② 提出場所 3(1)に同じ

③ 提出方法 電子メール

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、参加資格の条件を満たす参加表明者に、令和4年3月24日(木)までに依頼する。

① 提出期限 令和4年4月6日(水)【必着】

② 提出場所 3(1)に同じ

③ 提出方法 書留又は簡易書留による郵送

4 その他の事項

(1) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(2) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 詳細は、実施要領による。

5 年度開始前準備行為

本プロポーザルについては、令和4年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務における予算が成立した場合には、当該契約候補者と令和4年4月以降に契約を行うこととする。なお、本業務における予算が成立しなかった場合には契約は行わない。この場合、本プロポーザル等に要したすべての費用については、岩内町に請求することができず、本プロポーザル参加者の負担となるものとする。